



金 沢 市 公 報

号外第19号の3

令和5年(2023年)12月28日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

| ◎ 目 次 | ページ |
|--------------------------------------|-----|
| ●規則 | |
| ○金沢市地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則 (農業水産振興課) | 1 |

規 則

金沢市地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月28日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第58号

金沢市地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市地方競馬実施条例施行規則(昭和52年規則第2号)の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「様式第1号による申込書」を「市長が別に定める出走申込書」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、省令第56条第4項に規定する地方競馬と中央競馬の交流による競争(以下「地方競馬指定交流競争」という。)に出走する中央馬(条例第3条第1項ただし書の中央馬をいう。以下同じ。)に係る出走申込手数料については、この限りでない。

第24条第1項中「様式第2号による」を「市長が別に定める」に改め、同項第2号ただし書中「省令第56条第4項に規定する地方競馬と中央競馬の交流による競争(以下「地方競馬指定交流競争」という。)」を「地方競馬指定交流競争」に、「指定市町村の長が管理する」を「法第1条の2第2項の規定による指定を受けた市町村(以下「指定市町村」という。)の長が管理する」に改める。

第25条第1項中「様式第3号による」を「市長が別に定める」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、地方競馬指定交流競争に出走する中央馬に係る騎乗申込手数料については、この限りでない。

第72条第1項第11号中「第67条の2」を「第67条の2各項」に改める。

第85条第4項を削る。

第87条第3項第2号中「第67条の2」を「第67条の2各項」に改める。

様式第1号から様式第4号までを削る。

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

令和5年(2023年)12月28日 発行

発行人

発行所

編集 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄